



県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第7号

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則(昭和33年長野県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第1項中「旅費又は」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び扶養親族移転料とする。

第5条中「県職員」を「国家公務員」に改め、同条第1号中「別表左欄に対応する同表右欄に掲げる者」を「県職員」に改め、同条第3号中「一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第6条に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号のイに規定する行政職俸給表(1)」に、「ある者」を「ある国家公務員」に改める。

第7条中「つど」を「都度」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(費用弁償の額の特例)

第6条 旅行依頼を行う者は、前条第3号に規定する者の費用弁償について、同条の規定によることが適当でないとき、その者に支給する費用弁償の額を、同条の規定にかかわらず、知事と協議して定める額とすることができる。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則による改正後の県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

財 政 課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第8号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条第1項第1号中「長野県長野技術専門校女子寄宿舍」を「長野県長野技術専門校寄宿舍」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条第1項第2号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第12条第1号」を「第13条第1号」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条第2号中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(除籍)

第8条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者

別表中

長野県長野技術 専門学校上田分校	自動車整備科	2年	溶接科	6月
長野県松本技術 専門学校	電気工事科	2年	木材工芸科 OA事務科	1年 1年
	自動車整備科	2年		
	木造建築科	2年		
	冷凍空調設備科	2年		

を

長野県松本技術 専門学校	電気工事科	2年	木材工芸科 OA事務科	1年 1年
	自動車整備科	2年		
	木造建築科	2年		
	冷凍空調設備科	2年		

に

改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

職業能力開発課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第9号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2中

1時間までごとに

500ルクス点灯

7,000円

を

1時間までごとに	1,500ルクス点灯	16,000円
	1,000ルクス点灯	12,000円
	750ルクス点灯	10,000円
	500ルクス点灯	7,000円

に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

都市計画課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第10号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項中「(35)から(38)」を「(36)から(39)」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

建築管理課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月25日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同和教育課」を「人権・同和教育課」に改める。

第5条第6号中「小学校、中学校及び」を削る。

第6条第11号中「及び中等教育審議会」を削る。

第12条（見出しを含む。）中「同和教育課」を「人権・同和教育課」に改め、同条第1号及び第2号中「同和教育」を「人権教育及び同和教育」に改める。

第17条第4項第8号中「同和教育」を「人権教育及び同和教育に関すること」に、「限る。）に関すること」を「関することに限る。）」に改め、同条第5項第2号中「社会教育（」の次に「人権教育及び」を加える。

第21条第5項第2号中「環境教育」の次に「、人権教育」を加える。

別表第1中「|同和教育課|」を「|人権・同和教育課|」に改める。

別表第6の2中

長野県中等教育審議会	長野県中等教育審議会条例（昭和52年長野県条例第25号）第2条の規定による高等学校の通学区、入学者選抜方法等中等教育の改善充実に係る重要事項の調査審議に関すること。	高校教育課	を
県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例（昭和25年長野県条例第79号）第3条及び図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課	

県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課	に
------------	---	-----------	---

改める。

別表第7中 「 同和教育課 同和教育幹 」 を

「 人権・同和教育課 人権・同和教育幹 」 に、「同和教育に」を「人権教育及び同

和教育に」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

総 務 課

学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第5号

学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医等の公務災害補償に関する規則（昭和49年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づき、県立学校（大学を除く。）並びに市町村立の小学校及び中学校」を「第6条の規定により、大学以外の学校」に改める。

第2条中「県立学校（大学を除く。）並びに市町村立の小学校及び中学校」を「大学以外の学校」に、「実施機関」を「長野県教育委員会」に改める。

第4条中「、第7条の2」を「から第7条の5まで」に改める。

様式第1号中「(実施機関) _____ 殿」を「長野県教育委員会 様」に、

「(報告者) _____ 印」を「学校長 印」に改める。

様式第2号中「 _____ 殿」を「様」に、「(実施機関) _____ 印」を

「長野県教育委員会 印」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

義務教育課

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第6号

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

第14条の見出しを「(主任寄宿舍指導員)」に改め、同条第1項中「寮母の」を「寄宿舍指導員の」に、「主任寮母」を「主任寄宿舍指導員」に改め、同条第2項中「主任寮母は、寮母」を「主任寄宿舍指導員は、寄宿舍指導員」に改める。

第34条第6号及び第7号を削る。

別表第4中「 栄養士 」を「 管理栄養士 」に、「第74条の2第1項」を「第74

条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

2 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

特殊教育課
